

ZENBUTSU 全仏

No.
 587

仏暦2556年3月
 [2013年]



平成25年 新年懇親会登壇者
 ①半田孝淳本会会長 ②宮林昭彦本会副会長 ③小林正道本会理事長 ④庄野光昭高野山真言宗務総長 ⑤芳村正徳(公財)日本宗教連盟理事長 ⑥マダン・クマール・バッターライ ネパール大使 ⑦自由民主党竹下亘組織本部長 ⑧民主党海江田万里代表 ⑨みんなの党浅尾慶一郎政策調査会長 ⑩生活の党佐藤公治参議院議員 ⑪村松秀信東映(株)取締役 ⑫菊地牙(株)わらび座営業制作局

目次

- 檀信徒、地域の人に愛されない、信頼されない寺は不幸である
 碑文谷 創(葬送ジャーナリスト).....2
- 総務財政審議会中間報告／社会人権審議会中間報告4
- 国際交流審議会中間報告／宗教教育推進委員会中間報告
- 東日本大震災第五次支援金拠出に関するご案内.....7
- 第三回 理事会開催／平成二十五年 新年懇親会開催.....8
- 平成二十四年度 加盟団体顧問弁護士連絡会開催.....9
- WFB(世界仏教徒連盟)合同役員会議に出席.....10
- WFB(世界仏教徒連盟)人道支援委員会主催スタディツアー参加報告...10
- 花まつりポスターのご案内.....12

檀信徒、地域の人に愛されない、 信頼されない寺は不幸である

葬送ジャーナリスト 碑文谷 創

■賑わいの「寺小屋」

先日、催し案内に載った寺を訪ねてみた。寺のホームページにはさまざまな催しが掲載されていて、今回の「寺小屋」と名づけられた集まりも年二回ほど開かれているようだ。

出がけに急用が入ったために寺への到着は開始時刻を十分ほど過ぎていた。車が寺の敷地にぎゅうぎゅう詰めになっていて、路上駐車を覚悟したが、駐車場係を務める中年の檀徒のはからいで、無事に境内地に停めることができた。もう本堂はいっぱいの様子で、本堂の周り廊下でスピーカーを通して講演に耳を傾ける人もいる。檀徒の方に「きょうはすごい人出ですね」と訊くと、「いや、こんなものいつもだよ。もっと集まる

こともある」と何ら特別の集まりではないという。

本堂に行くと、中年女性の檀徒が「せっかくお出でになったのだから」といちばん前の場所に行つて座るように言う。せっかくの親切なので人をかきわけるようにして前に行き、座る。

講師の話の前置きの後あたりだったようで、講師で来た僧侶の軽妙な話で堂内が大爆笑していたところだった。

堂内に漂う空気が温かい。僧侶の洒脱だが本質を突く話に会場がきちんと反応している。高齢者だけでなく若い人だけでもない。文字通り老若男女が入り混じっている。家族揃って来ている人も多いようだ。周囲の人に無理してあけてもらって座ったのだが、妙に居心地がいいのだ。

講師の僧侶が「寺は経済、名譽、利害を超えて集まるところだから」と言うとうんうんと頷いている。

寺の良さの一つは、世代も性差も知識も貧富も超越して人々が集まれる場所、ということだと思う。こうした寺に共通するのは死者への弔いもおろそかにせず、大切にしていることだ。そして弔いが家族の死者を超えて、一昨年の三月十一日に発生した東日本大震災での死者たちにまで広がっている。

■寺のあり方を巡る論議

これまで寺のあり方についてさまざまな議論がされていた。寺は檀信徒の葬式や法事という葬式仏教に墮しているという批判、地域の苦しみを担う寺でなければならぬという主張。あるいは仏法こそ大切にすべきだという教義中心主義を説くもの。

だがどれかを選択する話ではない。教えを大切にしないで人に説くことは不可能だ。自分が納得で

きていない教えを説こうとしてもボロが出る。檀信徒や地域の人の葬式を誠意をもって取り組まないで信頼を得ることは不可能である。このいのちを僧侶は、寺は大切にしてくれている、という信頼と安心なしに寺は存在できない。

また過疎の村の寺、大震災で被災した寺を考えれば、寺・教団が支え合うことなしに個別の寺は存続できないことは明らかである。地方と都市の寺の連携の欠如が首都圏で巨大な宗教的浮動層を生み、それが僧侶派遣会社という奇妙なビジネスを生んだ。

■生き生きしている寺

では寺はすべてが疲弊しているかというところではない。昔と変わらず、否、昔以上に生き生きとした寺が少なくない。そうした寺に共通することは何か。

一つは、僧侶が檀信徒や地域の人々に自分の言葉で語り、その言葉が人々に生きて語られている点である。教えというのは伝えられ

た言葉をおうむ返しに言うことではなく、いったん自分の中でとらえ直され、咀嚼されて初めて生きる言葉になる。こういう寺では檀信徒が熱心に僧侶の話に耳を傾けるし、こみいった相談も多い。

二つめは、檀信徒、地域の人々のそれぞれ固有のいのち、それぞれが紡ぐ物語に寄り添っている点である。葬式や法事の大切さはまさにそこにある。死別の悲嘆を抱えた人に対して、死者を想起し、そのいのちの弔いに専心できるようにすることこそ大切ではないか。三つめは、檀信徒、地域の人々の抱える問題に一緒に取り組もうとしている点である。

別に僧侶とて人間である。無理して「聖職者」であろうとしなくともいい。少々破綻があったほうが愛される。しかし、檀信徒や地域の人々を見くびってはならない。一方で檀信徒や地域の人々から愛されている僧侶がいて、寺を自分たちの暮らしの場であるがごとく大事にされている寺がある。

しかし、他方では、残念ながらそうでない寺もある。

■問題を抱える寺

法話の機会に株の話をした僧侶、自死遺族の前で、死者を軽々に「いのちを大切にしなかった」と非難することに終始した僧侶、家族崩壊の危機にある家族の前で伝統的家父長制を何ら疑問なく説く僧侶、葬儀の予定よりゴルフの予定を優先する僧侶……がいる。

葬式で死者が誰かを問おうともせず、家族の気持ちに耳を傾けることもせず、読経だけ勤めて自分の仕事は終わった、と思う僧侶がいる。寺が「葬式仏教」ですら存在できない危機は、死者への弔いに熱心でない遺族の増加だけに原因があるのではない。死者や遺族のことをきちんと考えず、配慮せずに安直に表層の儀式部分のみを勤めてきた僧侶にも責任がある。

寺の財政の危機に対処しようとしてか、それまでその地では二十〜三十万円程度であった葬式の布

施を、平均六十万円程度まで地域の僧侶が談合して引き上げた仏教会すらある。調べてみると残念ながら事実であった。

地方都市ではまだまだ寺の力が強いので、檀信徒は寺の意向に従って身分不相応の巨額の布施を「払う」ものの、こんなことを続けていたら檀信徒の気持ちは次第に寺から離れていくだろう。

寺が布施の額を統一しないのは、檀信徒の生活状況がさまざまであり、それを知る立場にある住職としては、統一金額なぞ提示する無茶はできなかつたからである。

寺の財政基盤の確立は重要だが、檀信徒の信を失う策は避けなければならぬ。

大寺院の中には、あたかもブランドであると錯覚し、寺の境内墓地は、事実上資産家しか入れないようにしているところもある。寺にあるヒエラルキーがこんな形で現われ、それを不思議とも思わない「ブランド寺院」がある。これらはもはや檀信徒用の境内墓地では

なく、立派な事業型墓地である。こうした資産寺院の存在が圧倒的多数の零細寺院を課税危機に陥らせている。

寺は住職の私有財産ではない。地域の寺としては、幅広く檀信徒の協力者を募って、一緒に寺を運営していく必要がある。一部の資産家や墓園業者だけに依拠していたら寺の方向性を過つ。

寺にとって檀信徒の寺の活動への積極的参加は不可欠である。檀信徒はお客さんではない。檀信徒、地域の人に愛されない、信頼されない寺は不幸である。

碑文谷 創（ひもんや・はじめ）



葬送ジャーナリスト。昭和二十一年岩手県生まれ。雑誌『SOG』編集長。著書に『葬儀概論』『死に方を忘れた日本人』ほか。

第三十期 総務財政審議会 中間報告

平成二十四年四月一日より公益財団法人に移行した全日本仏教会（以下、本会と略す）は、内閣府公益認定等委員会へ提出した移行申請で「仏教文化の宣揚等を通じて、世界平和の進展を推進する事業」を公益目的事業といたしました。その達成に向けた事業は、二〇一二（平成二十四）年度事業計画及び二〇一三（平成二十五）年度事業計画大綱（案）に示す各事業に反映されております。

また、本会の運営と責務は理事会が担い、具体的な事業の遂行を事務総長の指揮の下、事務総局が年間事業計画や時局対応にもとづいて、加盟団体の協力を得て行っております。

本審議会は、本会の公益財団法人人としての歩みを見守りつつ、理事長諮問一の『「公益財団法人」としての事業展開と方向性について』と、同諮問二の『本会の財源確保について』の以上二件の諮問

について、三回の審議会を開催し、審議を重ねました。その結果を以下の通り中間報告として報告いたします。

諮問一 「公益財団法人」としての事業展開と方向性について

公益財団法人となった本会としては、社会から期待される伝統仏教界の有り様を模索し、事業を通じて社会と加盟団体に応えていくことが望ましい。この点を踏まえて、本会が行う公益目的事業は、予算の点からも、従来の視点を変えて事業を捉えていく必要があると思われる。例えば、長い歴史に支えられた伝統的仏教文化とその事業情報を、本会と加盟団体との間で緊密な情報交換を行ない共有することや、マスコミを通じて社会へ発信する広報活動などは「不特定多数の方々の利益に供する」公益目的事業として、伝統仏教界

全体の成果にもなるものと思われる。今後各方面と連携できる機構を構築するための検討が望まれる。

尚、事業展開と方向性についての審議は、より多くの視点から各審議会委員の意見や提案を聴取し、次年度の答申へ盛りこむ予定で慎重審議を尽くしていきたい。

諮問二 本会の財源確保について

本会の財源は、加盟団体から拠出される負担金と大蔵経テキストデータベース運営支援の協力金、救援基金の寄附金等により構成されている。その中の負担金については、平成八年の負担金検討委員会の答申に基づいたものが、現在まで適用されている。又、答申の付帯意見には「三年に一度全面的な見直し」と「その間の諸経費（人件費等）の自然増額分については、必要に応じて措置できるよう検討されたい」とあるが、見直しが加えられながらも、同額のまま十六年間を経ている。

本審議会の中、重要課題である財源確保に関して「公益目的事業

の展開と予算は表裏一体につき、安定した財源確保が必要」との意見・提言がある一方、「東日本大震災被災寺院の支援や宗派賦課金の免除・減免措置により宗派の財政が逼迫」との意見・提言もあった。

これらを踏まえたうえで、加盟団体を増やす施策について「都道府県仏教会が存在しない所の市町村仏教会が加盟を希望した場合、受け入れてはどうか」との提案を今後の検討課題としたい。

また同じく賛助会員について、同制度の目的である仏教文化の宣揚を進め、本会事業の支援を支持いただける会員を拡大する方向で、その施策についても検討を進めていきたい。

今後、本会の適正な運営を行うための財源確保について、各委員の見識を踏まえ、多様で斬新な意見や提案を聴取し、次年度の答申へ盛り込む予定で慎重審議を尽くしていきたい。

以上

第三十期 社会人権審議会 中間報告

第三十期社会人権審議会は、理事長諮問一の『政教分離』と「信教の自由」について」と、同諮問二の『仏教界としての危機管理について』の二件の諮問について、三回の審議会を開催し、審議を重ねました。その結果を以下の通り中間報告としてご提出いたします。

諮問一 「政教分離」と「信教の自由」について

全日本仏教会（以下、本会と略す）においては、二〇〇二（平成十四）年二月、当時設置されていた「信教の自由に関する委員会」（委員長 小山典勇氏）から、当時の理事長である森和久氏に対し「靖国神社」「信教の自由、政教の分離」等についての答申が提出されており、また一九八一（昭和五十六）年以来、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に対して、反対の意志を表明しております。

昨年野田内閣に対し八月八日に参拝中止要請を行っております。

しかしながら、複数の閣僚が自らの肩書きを外し「私人」と称しての参拝や、或いは国会議員が集団で靖国神社に参拝を行っている事実がありました。首相・閣僚は国家機関の重職を担う者であり、本審議会として、靖国神社参拝は憲法に定める「信教の自由・政教分離の原則」に抵触するものであると判断いたします。したがって、

前審議会から継続して、中止要請を続けていくべきものであり、日本国憲法の第九条・第二十条・そして第八十九条のころをもつて、日本はもとより、世界平和に寄与する為、仏教界を代表して今後も取り組んでゆくべきであります。

今般の東日本大震災に關しても、宗教団体（者）と行政側とで、政教分離・信教の自由の捉え方がずれていると言わざるを得ません。宗派を超えて、住職はもとより檀

信徒にいたるまで、仏教界の考えを明示し、その事が真に国民に理解できるような動きを作る事が出来るれば、安穩な社会の実現に寄与できるものと存じます。

信教の自由と政教分離について、行政の立場と私たち仏教者の立場は平行線であるとしても、声を出し続けて行くことが重要であり、また、首相を始め閣僚に対し、ただ単に「参拝をやめて欲しい」と訴えるだけでなく、何故そうでないければならないのかを、お互いにじっくりと話しあい、考える場を持つことも重要であります。

諮問二 仏教界としての危機管理について

先般、国税通則法の改正が行われ、平成二十五年一月一日をもって施行される事になりました。宗教界にとっても非常に重要な問題が発生し、過去帳や檀信徒名簿の閲覧による人権侵害に対する危機管理が喫緊の重要課題となると思われます。

今回の改正の重要点は、税務署

員による調査権の強化であり、寺院の過去帳の閲覧や当該署に提出書類の留め置きが可能となります。しかし過去帳は個人情報に記載された文書であり、また宗派によっては閲覧禁止ステッカーが貼付してあるほどで、個人情報保護の観点から、重大な人権侵害に発展しかねない問題を孕んでおります。

そこで本会として、関係各庁署とりわけ国税庁には「意見書」を提出することを検討し、人権擁護の観点から、法律のより適切な運用を促す事と、加盟団体や一般寺院住職には、法改正に伴う税務署員の過去帳提示・提出要請に対する本会としての見解を示し、注意喚起を促す事が必要であると存じます。

以上、本会の取り組みは勿論であります。加加盟団体をはじめ一般寺院には日頃から様々な危機管理の重要性を認識頂く事が大切であるとともに、今後は幅広い危機管理に対して、取り組みの重要性を各加盟団体へ認識していただく必要性もであると存じます。

以上

第三十期 国際交流審議会 中間報告

第三十期国際交流審議会は、左

記諮問事項について、これまで三回の審議会を開催し、各委員より活発な議論が交わされ、様々なご意見やご要望をいただきました。その結果を以下の通り中間報告いたします。

一、諮問 国際交流の現況と今後の展望について

趣旨…前期（第三十期）において、本会加盟団体、関係団体の国際交流を行う諸団体を集めて、それぞれの活動を報告する活動報告会を開催した。今期（第三十期）では加盟団体の各宗派を中心とした国際交流活動に焦点を絞り、開教をはじめとする国際交流活動の現況を把握し、WFB（世界仏教徒連盟）日本センター・加盟団体内外の国際活動を行う諸団体との連携や、今後の展望について審議

二、中間報告

審議会では、加盟団体の各宗派を中心とした国際交流活動に焦点を絞り、開教をはじめとする国際交流活動の現況把握に努めた。そうした中、加盟団体の各宗派における開教活動については、開教当初、それぞれの宗派の教義を信仰する日系人への布教伝道に重きを置いていたことから、日系人が移住した地域を中心に展開され、それに伴い開教拠点の日系人の移民先であるアメリカ本土やハワイに概ね集中していることが確認された。

しかしながら、時代の変遷とともに日系人の生活圏の分散化、世代交代、価値観の多様化、また、非日系人への布教伝道が求められる等の様々な要因により、加盟団体の各宗派における開教拠点のメンバー数（会員数）の減少が避けられず、新たな伝道方策が求められているところとなっている。

そして、昨今の各加盟団体における国際交流活動の共通の課題として、主に、

- 一 開教活動従事者の派遣に際し、査証取得等の渡航手続きが煩瑣になっている
- 二 開教活動希望者が減少している
- 三 外国語を習熟する人材の育成

の三点があげられ、これからも、加盟団体において上記をはじめとする各種課題の克服のための取り組みが必要となっている。さらに、外国籍の方が僧侶になるにあたり、各宗派において、育

成制度や外国語訳の経典が足りないなどの受け入れ体制の整備の必要性が指摘された。

また、各加盟団体の各宗派で展開されている開教活動のほか、個別の寺院や有志等において、主にアジア地域の寺院や仏教団体等との国際交流活動が展開されているところも見受けられた。

今後上記課題の克服に努め、WFB（世界仏教徒連盟）日本センターや加盟団体内外の国際活動を行う諸団体との連携をはかるにはどのような方法があるのか、引き続き審議を要するところである。以上

第三十期 宗教教育推進委員会 中間報告

現在まで第三十期宗教教育推進委員会は、平成二十四年六月二十一日、平成二十四年九月二十八日、平成二十四年十二月十四日と三回開催されており、今期の活動方針や宗教教育に関する時局問題が協議されている。内容については下記の通りである。

第一回宗教教育推進委員会開催にあたり、まずは本委員会の前身である「適正なる宗教教育実現のための教育基本法第九条改正に関する特別委員会」設立の経緯について、平成十八年に改正された教育基本法に対し法案の段階で、財団法人全日本仏教会（当時）で改

正試案を検討するため設立したことが各委員へ説明された。同委員会を通じて文部科学省等に意見具申を行なった結果、同法第十五条に「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。」の文言が付加されることとなった。

しかし、同時に「宗教的な伝統・文化の基本的知識」に関する教育について触れられることはなかった。今期もこのような本委員会の設立経緯を踏まえた上で、現行法の中において適正な宗教教育が行なわれるよう、第三十期宗教教育推進委員会においてあらゆる施策の検討を行なっていくことを確認の上、前期からの引継ぎ事項及び、今期委員からの様々な意見を加味し、事務総局より四つの事業方針案の提示を行なった。

- ① 公教育への提言を行う事業
- ② 加盟団体の活動を広報する事業
- ③ 標語の作成事業
- ④ リーフレット作成事業

以上の提案の中で各委員より下記の意見が出ている。

①については、第三十期社会人権審議会においても諮問されている政教分離・信教の自由の問題が大きく関わっており、第二十九期宗教教育推進委員会においても宗教教育を公教育の中で行なうことは難しいといった意見が多数を占めた。しかし、前述の通り本委員会の設立の経緯に鑑みると、現行法の中において適正で、且つ広義の意見での宗教教育が行なわれるよう訴えてゆく必要があると思われる。

②については一般向けの広報というより加盟団体内部資料の作成と考えるべきである。地道な活動ではあるが各団体が行なっている宗教教育に関する活動の内容を知ることができる。詳細に情報を収集し加盟団体へ公開するとかなり有益な情報源となり得る可能性がある。

③と④については、一般向けの広報。問題は何を一般の方に伝えるのかということ。全国的に使用

できるものとなると、例えば宗教の基礎的知識や「いただきます」で言えたかな」等の標語が考えられる。定期的に作成するとなると課題もある。

今後の本委員会は、協議の中で以上の意見を参考に活動方針を模索していくこととなるが、次回以降の本委員会では、事業の内容を短期・中期・長期と分け、実際に事業を開始することを目標に議論を継続していく方針で承認された。

その他の本委員会の活動として、平成二十四年九月三日、文部科学省生涯学習政策局政策課より第二期教育振興基本計画に関する意見募集が実施された。本会からの意見提出に際し、本委員会において文案を検討し、平成二十四年十月二日、公教育における宗教教育の重要性を述べた上で、本計画から削除される予定である「宗教に関する一般的な教養に関する教育の推進を図る。」という文言を改めて記載するよう求める意見書の提出を行なった。

以上

東日本大震災第五次支援金 拠出に関するご案内

本会では、東日本大震災被災地での支援活動に当たっている団体に、支援基金より支援金を拠出しております。第五次支援では、第四次支援と同様、「被災地の子供たちを受け入れる活動」も対象といたします。

一、申込期間

平成二十五年三月三十一日まで

二、支援対象

- ・被災地支援団体（平成二十四年十二月一日から平成二十五年三月三十一日までに活動したもの）
- ・避難者受入寺院（第四次支援までの未申請寺院）
- ・被災地の子供たちを対象とした被災県外でのレクリエーション活動

三、支援金額

一団体につき十万円

四、申込方法

本会HPより申込書をダウンロードし、FAXにてお申込ください。

申込に関する詳細は本会ホームページをご覧ください。

第三回理事会を開催 事業計画案・予算案が承認される

一月三十日午後一時より、浄土宗大本山増上寺内増上寺会館二階松の間・杉の間において、第三回理事会を開催した。定款に従い、小林正道理事長が議長、出席監事三名が議事録署名人となった。

出席者は以下の通り。

出席理事 二十名中二十出席

小林正道、河村松雄、池田行信、不破 仁、駒野教源、庄野光昭、松山英照、杜多徳雄、近藤昌俊、粕谷利通、森田俊朗、岡野正純、桶屋良祐、石堂恵眼、山田一眞、本間孝康、杉山令憲、吉田教行、長澤香静、竹田空尊

出席監事 三名中三名出席

井桁雄弘、古澤勝浩、山中一郎

報告者ほか

藤森雄介（日本仏教社会福祉学会 東日本大震災対応プロジェクト委員長）、下田正弘（大蔵経推進会議議長）、常包芳樹（社団法人在家仏教協会副理事長）

（順不同 敬称略）

議案第一号【二〇一三（平成二十五年）年度事業計画（案）について承認を求める件】

議長が上程し、事務総局が標記事業計画案及び関連して財団創立

六十周年記念事業の準備に向けた説明をした。質疑応答の後賛否を諮ったところ、全員異議なく原案通りこれを承認した。

議案第二号【二〇一三（平成二十五年）年度収支予算（案）について承認を求める件】

議長が上程し事務総局が説明をした。質疑応答の後賛否を諮ったところ、全員異議なく承認した。**協議事項第一号【二〇一二（平成二十四）年度予算執行状況について賛同を求める件】**

議長が上程し事務総局が説明をした。この賛否を諮ったところ、全員より賛同を得た。

協議事項第二号【東日本大震災支援活動について】

議長が上程し、事務総局が本会における東日本大震災支援状況の説明をした。次に藤森氏が、本会と協同行った「東日本大震災における全日本仏教会加盟団体の支援内容に関するアンケート調査」結果と今後の課題について説明と提言をした。この賛否を諮ったところ全員より賛同を得た。

協議事項第三号【その他】

議長が「ミャンマー／ビルマ

遺骨帰国運動への協力について」を上程し、事務総局が経緯説明をした。議長が意見を求めたところ、本会として協力をするには判断材料が少ないので引き続き情報を収集するとともに、国内外の状況を注視した後に判断してはどうか等の意見が出され、諮ったところ、全会一致でこの案件は継続協議となった。

報告事項第一号【大蔵経テキストデータベース運用支援について】

下田氏が大蔵経研究推進会議事業経過報告をし、事務総局が補足説明と次年度の協力依頼をした。**報告事項第二号【各担当理事から**

の現況報告】

以下の審議会・委員会・代議員会の担当理事が現況報告をした。

- 総務財政審議会 駒野理事
 - 社会人権審議会 近藤理事
 - 国際交流審議会 杜多理事
 - 宗教教育推進委員会 池田理事
 - WFB（世界仏教徒連盟）日本センター運営委員会 岡野理事
 - 宗派代議員会議 森田理事
 - 都道府県仏教会・仏教団体代議員会議 杉山理事
- 報告事項第二号【各部報告】**
- 各部報告の後、在家仏教協会を代表して常副理事長が、本会への加盟御礼の挨拶をした。

新年懇親会を開催 三八〇名が集い賀詞を交換

第三回理事会後の一月三十日午後五時、場所をザ・プリンス パークタワー東京地下二階ボールルームに移して、新年懇親会を開催。

本会半田孝淳会長、横田南嶺、北河原公敬、萩野映明、前田定戒、宮林昭彦の各副会長、小林正道理事長、各加盟団体代表者をはじめ、加盟団体、賛助会員、官公庁、政界、財界関係の方々等およそ三八〇名が一堂に集い、賀詞を交換した。

開宴後の半田会長、小林理事長の挨拶に続き、来賓の芳村正徳（公財）

日本宗教連盟理事長とマダン・クマール・バツタライネパール連邦共和国特命全権大使が祝辞を述べた。その後、宮林副会長の乾杯の発声で歓談となった。

会の途中では、高野山真言宗庄野光昭宗務総長による、十月に開催の全日本仏教徒会議和歌山・高野山大会の案内があり、また宮城県石巻市のサルコヤ楽器より借り受けた大津波「被災ピアノ」とリトルキャロルのコーラスによるメドレー「ふるさとの四季」が披露され、会を盛り上げた。

平成二十四年度加盟団体顧問弁護士連絡会開催 テーマ：国税通則法について

平成二十五年二月七日、聖観音宗宗務所（東京 浅草寺）において標記連絡会が開催され、加盟団体の顧問弁護士と宗派役職員の他、参加希望の賛助会員と、本会事務総局を合わせ五十名が出席した。

開会前、浅草寺職員の清水谷尚順師の案内で、通常一般公開されていない五重塔下の絵馬堂や小堀遠州作の回遊式庭園の特別拝観を行なった。

午後二時、大辻隆善本会社会人権部長の進行により開会し、三帰依文の唱和の後、守山雄順同山執事長が会場提供の宗派を代表して挨拶した。

続いて、石村耕治白鷗大学教授より『税務調査手続き改正の寺院への影響とその対応』国税通則法改正について』と題した講演を行った。

【石村氏講演要旨】

今回の国税通則法の改正により

大きく改正された点は、「課税処分のための調査」で、まず弁護士の方々に認識しておいてほしいのが、以前は調査に関連する手続きに関して他の税法の中で規定されていたが、今後はこの改正国税通則法に集約されることとなり、これに基づき運用されることとなった点である。

同法は、調査方法の種類が規定され、特に事前通知せずに調査ができる無予告現況調査や、調査関連書類の提示・提出義務、提出資料の留置権限が明記される等、税務調査体制の強化を狙ったものと考えられると述べた。

その他、納税者側で留意すべき点はいくつか存在する。例えば、課税庁から修正申告を求められ、それに応じた場合、納税者はその時点で不服申し立て請求ができなくなる点や、納税者が提出義務に応じて調査官へ渡した資料に対して返還要求をしなかった場合、そ

の所有権が課税庁へ移行してしまふ点も同法に細かく明記されており、納税者にとってはかなり不利な内容となったことは否めない。

また、この改正による寺院への影響を考えた場合、特に危惧すべき点はプライバシーに関わるセンシティブ情報（機微情報）の取り扱いであろう。壇信徒名簿や過去帳等の提出を求められ、それに応じてしまった場合、宗教者は医師等と同様に、その業務や活動に伴って知り得た秘密を他人へ漏らすことは、刑法百三十四条二項「秘密漏示罪」の守秘義務違反にあたり、処罰の対象となる。このような調査の際、課税庁職員が自分たちにも守秘義務があり、秘密漏えいにあたらないと主張したとしても、双方の守秘義務は一方の義務履行によって他方の義務が排除される関係にはなく、「秘密漏示罪」の処罰対象となる。

講演後、長谷川正浩本会顧問弁護士進行のもと、講師と出席者で意見交換をした。出席者からの「被

包括法人の調査にあたって、包括法人に対し資料の求めがあった場合、提出義務があるのか」という質問に対し、石村氏は「寺院には「聖」と「俗」の部分があり、調査目的がどちらであるかを判断した上で、資料提出に応じるべきである」と説明し、「改正国税通則法は通達も含め未完成であり、どのような解釈で運用されるかは、今後の調査やその判例などに注目し続けることが重要である」と述べた。

また、長谷川弁護士からの意見として、「刑事事件の場合、刑事訴訟法等で手続きをしっかりと規定しているが、今回の国税通則法は若干の政令と通達に手続きが記述されており、前述のとおり未完成の法律と言える。今後、専門家だけではなく、宗教者も含めて同法をしっかりと研究していく必要があるだろう」と述べた。

閉会挨拶の際、関崎幸孝本会事務総長は、「各加盟団体とも、本日の会合を機に税務調査問題を認識し、宗教者として足並みを揃えた対応が必要である」と述べた。

WFB(世界仏教徒連盟)合同役員会議に出席

一月二十日(二十一日、第六回WFB(世界仏教徒連盟)以下・WFBと省略)合同役員会議、並びに第八回WFB執行役員会議が、バンコク郊外のチョンブリー県に位置する赤十字病院やホテルなどを会場に開催され、WFB役職者をはじめ関係者約百名が出席した。また会議開催に併せ、パン・ワナメッテイWFB会長の誕生九十歳の祝賀行事が行われた。

本会より小林正道理事長(WFB副会長)、戸松義晴WFB執行役員、日比野郁皓WFB人道支援委員会委員長、鈴木智信国際部長並びに藤田宗玄国際部次長が出席した。

会議では、次回の第二十七回WFB大会や本年度のWFB主催行事について話し合われ、次回WFB大会は、中国が開催候補地としてあがっているが、実施の可否については、本年三月に開催の中国共産党大会での意向を受けて

決定される。タイ上座部仏教の大長老の百歳の誕生日をお祝いする式典を実施するなど確認された。

さらに、戸松執行役員から、先の東日本大震災ではWFB本部はじめ各WFB加盟センターから支援金をいただいたことへの御礼を述べた。

また、本会加盟団体である全日本仏教青年会村山博雅理事長が、本年八月に福島県で開催予定のWFBY(世界仏教徒青年連盟)プログラムの概要説明し、その実施費の一部について、WFB人道支援基金より助成金が交付されることとなった。

祝賀行事では、WFB本部でタイ上座部仏教の僧侶を迎えて、祝賀の法要をお勤めし、またチャオプラー川を航行する船上で祝賀会が催され、終始和やかな一時を過ごし、各国仏教徒との交流を深めることができた。

WFB(世界仏教徒連盟)人道支援委員会スタディツアー参加報告

WFB(世界仏教徒連盟)人道支援委員会委員長 日比野 郁皓

WFB(世界仏教徒連盟)以下・WFBと省略)の常設委員会の一つである人道支援委員会の企画により、WFB加盟の各国地域センターが展開する人道支援活動の現況視察を目的としたスタディツアーが、タン・ジン・スー

ンWFB副会長(マレーシア)、ティク・ポク・タンWFB副会長(オーストラリア)をはじめ、計九名のWFB関係者が参加し、一月二十二日から三日間の日程でインド・ブダガヤ他において開催された。現在、WFB人道支援委

員会の委員長職を日本が担っていることに加え、全日本仏教会の加盟団体でもある国際仏教興隆協会のインド法人がWFB新規加盟センターに承認されたことを受け、当協会が運営する印度山日本寺・菩提樹学園・光明施療院の視察を中心とした企画となった。

二十二日タイ・バンコクからインド・ガヤに入り、釈尊成道の地、大菩提寺を参拝した。夜、大塔の菩提樹前において、大塔管理委員会(BTMC)とWFBの合同法要が厳修された。BTMC事務所では事務局長ナンジー・ドルジ氏と面談し、世界遺産となつてからあらゆる国籍・宗派が巡礼に来るが、インド政府からはあまり資金が出ず、ほとんど寄付によって維持されていることなどの現状を聞いた。WFBからBTMCへ仏像が寄贈された。

二十三日午前中、マイトリ信託基金が支援する、ハンセン病治療社会復帰施設を視察した。現在の施設には十八人が入院しているという。一行は軽症患者の病室を訪問し、患者達の病状を見ながら、アドリアーナ・フェッティ所長とスレーシユ・プラサド医師からハンセン病についての説明を受けた。以前は政府がこの地域に患者がいないか調査し、患者を隔離・入院させていたが、現在ではこの施設に働く六人のスタッフが、患者や、その家族や住民達に病気の予防などの説明をするためにバイクでこの地域を回っているという。施設を後にし、日本寺へ移動後、国際仏教興隆協会主催による、印度山日本寺四十周年、菩提樹学園三十五周

年、光明施療院三十周年の記念法要に参列させていただくことになった。この法要は、関岡俊二日本仏教保育協会理事長を導師として、多くのインド上座部仏教僧を招き、末廣久美全日本仏教婦人連盟理事長はじめ、仏跡参拝団二十四名の参列のもと厳修された。法要後、隣接する菩提樹学園、園児による歓迎レセプションが行われ、ダンスと歌が披露された。菩提樹学園は一九七七年に建立され、現在では三歳児から五歳児まで約二百十人が通い、教師は八人いる。食事、制服、教材、健康管理など全て無料で提供されている。日本の子供より体格が小さいことは、この地域の栄養状態を表しているように思われる。長年、この地域で日本寺が地道な人道支援活動を行ってきたことは重要である。また、一九八四年に建立された光明施療院はインド人スタッフとボランティアによって、現在では毎日二百五十人の患者を無料で治療をしているという。WFBスタディツアーの第一の目的であったインドの医療と教育を柱とした人道支援活動の視察は、私たちの今後の活動のために多くのことを学ばせてくれた。このツアーの第二の目的である釈尊ゆかりの地を訪ねるため、午後にはバスでラジギールに移動し霊鷲山、最終日には竹林精舎、ナーランダ大学跡、博物館を見学し、無事日程を終えることができた。短期間で多くの経験をし、充実したWFB人道支援委員会スタディツアーであった。

事務総局録事

十二月(十六日～三十一日)

十七日▼日本宗教連盟第三回理事会・懇談会出席
(マツヤサロン飯田橋)

▼わらび座今村氏来局

▼D A T新藤氏来局

十八日▼東映村松氏・萩野氏来局

二十日▼人権問題連絡協議会講師篠原鋭一師来局

▼損保ジャパン金子氏・佐々木氏来局

▼オメガコム米原氏来局

二十二日▼シンポジウム講師田中徳雲師来局

二十五日▼小林理事長に各審議会・宗教教育推進委員会中間報告書提出

二十六日▼日比野郁皓WFB(世界仏教徒連盟)日

本センター運営委員会委員訪問(権寺)

▼ミヤンマー/ビルマ遺骨帰国運動柳

下純悠事務局局長他来局

▼オメガコム五十嵐氏来局

▼D A T新藤氏来局

▼事務総局仕事納め

平成二十五年一月(一日～三十一日)

七日▼曹洞宗宗務庁御用始め出席

▼ヤマトシステム八木氏来局

▼事務総局仕事始め

八日▼局内会議

九日▼横田南嶺本会副会長訪問(鎌倉 円覚寺)

▼明照会館管理委員会出席(明照会館)

▼A B S山中氏来局

十日▼蓮宗宗務院御用始め出席

▼野村證券塚寄氏来局

十一日▼立正佼成会外務グループ赤川次長他来局

▼民主党藤谷光信参議院議員秘書香尾氏来局

▼無料法律相談

十五日▼浄土宗大本山増上寺新年互礼会参加(増上寺)

十六日▼日本仏教保育協会「上村映雄前理事長を送る会」参加(ザ・プリンスパークタワー 東京)

▼人権問題連絡協議会開催会場下見・打合せ(西山浄土宗総本山光明寺・京都西山短期大学)

▼事業打合せのため小林理事長訪問(妙定院)

▼寺院備災ガイドブック編集会議開催(事務総局会議室)

▼中外日報赤坂氏来局

▼宣工社田中氏来局

十七日▼全日本仏教徒会議和歌山・高野山大会第二回実行委員会出席(高野山金剛峯寺)

十八日▼A B S山中氏来局

▼近畿日本ツーリスト高坂氏来局

▼凸版印刷古屋氏来局

二十日▼WFB(世界仏教徒連盟)合同役員会議出席(～二十一日 タイ・バンコク)

二十一日▼民主党藤谷光信参議院議員事務所訪問(参議院議員会館)

▼民主党大塚耕平参議院議員事務所訪問(参議院議員会館)

▼自由民主党岸信夫衆議院議員事務所訪問(衆議院第一議員会館)

▼日本仏教社会福祉学会藤森氏来局

二十二日▼WFB(世界仏教徒連盟)人道支援委員会主催スタディツアー参加(～二十四日 インド・ブダガヤ)

▼高野山真言宗井上総長公室員来局

▼念法眞教桶屋教務総長来局

▼東京プリンスホテル秋山氏来局

▼局内会議

二十四日▼浄光会「第二十四回新年総会(朝粥会)」参加(増上寺)

▼埼玉県佛教会平成二十五年新年懇親会出席(浦和ロイヤルバインズホテル)

▼D A T新藤氏来局

▼損保ジャパン佐々木氏来局

二十五日▼日本宗教連盟主催「第一回宗教法人の公益性に関するセミナー」運営協力及び参加(増上寺三縁ホール)

▼わらび座ミュージカル「ブッダ」制作発表会見参加(大手町サンケイプラザ)

▼加盟団体顧問弁護士連絡会講師石村氏と長谷川本会顧問弁護士と打ち合わせ(増上寺三縁ホール)

▼三州社大谷氏来局

二十八日▼インド共和国記念日祝賀会参加(ホテルオークラ)

▼方丈堂出版上山氏来局

二十九日▼近畿日本ツーリスト石田氏他来局

三十日▼神道扶桑教杉山一太郎第五世管長本葬儀参列(帝国ホテル)

▼第三回理事会開催(増上寺会館)

▼平成二十五年新年懇親会開催(ザ・プリンスパークタワー東京)

三十一日▼松山大耕国際交流審議会委員来局

二月(一日～十五日)

四日▼明照会館管理委員会出席(明照会館)

▼損保ジャパン佐々木氏来局

▼局内会議

五日▼寺院備災ガイドブック編集会議開催(事務総局会議室)

六日▼民主党大塚耕平参議院議員来局

▼自由民主党岸信夫衆議院議員、鈴木政二・若林健太参議院議員と懇談(永田町 黒澤)

▼第四回総務財政審議会開催(事務総局会議室)

七日▼平成二十四年度加盟団体顧問弁護士連絡会開催(聖観音宗浅草寺)

八日▼新日本宗教団体連合会主催第一回公開シンポジウム「宗教法人と公益性」参加(杉並区セレニティホール)

▼民主党岐阜県支部連合会堀誠氏来局

十二日▼シンポジウム会場下見・打合せ(損保ジャパン本社ビル)

十三日▼日本宗教連盟第八回幹事会出席(事務総局会議室)

▼全日本仏教徒会議和歌山・高野山大会事務局会議出席(和歌山 惣光寺)

十四日▼局内会議(戸松前事務総長出席)

▼無料法律相談

十五日▼自由民主党若林健太参議院議員秘書浜氏と面談(岸信夫議員会館事務所)

▼A B S山中氏来局

無料法律相談室

長崎県に於ける毎月第二、四木曜日の午後開催しております。本会事務局03(3437)9275へ事前予約の上おいで下さい。

訂正

前号(五八六号)十五頁、年賀交換内 全日本仏教婦人連盟様の表記に一部誤りがございました。

誤 「公益社団法人」

正 「社団法人」

関係各位に心よりお詫び申し上げます。



花まつり

ポスター好評頒布中です！

今年デザインをリニューアルし、より親しみやすいポスター4種類をご用意いたしました。

いままでなかった、イラストデザインも仲間入りです！花まつりをイメージしやすい仏旗と白象でコーディネート！

また、「ちょっとした隙間に貼りたい」「他のポスターも貼れるように」といったご要望にもお応えし、

サイズが半分になった、ミニサイズもご用意しました。

ミニサイズも
増えました



(左より ●白象と仏旗 ●仏像 ●お稚児 ●白象と仏旗短冊Ver)
※上記はデザインのみで実物は下部に余白がございます。
※ミニサイズは横幅が半分のポスターを指します。
※サイズ・費用・申込方法等は本会HPをご覧ください。
※2012年以前のポスターは頒布終了いたしました。

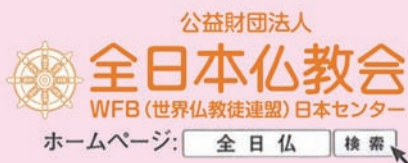
多数のお申込を頂戴し、誠に有難うございます。
お申込はお早目に。皆様の花まつりに是非ご活用ください！

お申込は本会HPまたは右記QRコードから →

※お申込に関する詳細は、本会HPにて詳細をご確認ください。



花まつり絵はがきも
無料配布中！



◎本件に関するお問い合わせ
(公財)全日本仏教会広報文化部(中村)
TEL:03(3437)9275 FAX:03(3437)3260
e-mail:kouho@jbf.ne.jp